

スポーツ中の事故に関する指導者の責任

—近時の裁判例を題材として

弁護士 増田 朋記

第1 はじめに

スポーツ指導中に発生した事故について、競技者の自己責任と片付けることはできず、指導者には指導中の事故を防ぐため、安全面に十分な配慮を払うべき注意義務がある。しかし、結果の重大性・被害者救済の観点のみを重視し、指導者に過大な注意義務を課することとなれば、指導者に萎縮的な効果を与えて、本来あるべき指導まで成り立たなくなる可能性もある。こうした中で指導者に求められる注意義務の程度は、当該スポーツの危険性の程度や競技者の技能の程度等によっても異なり、一様ではないが、本稿では近時の裁判例を題材に考察を加える。

第2 大阪高裁平成29年12月15日判決(第一審:大阪地裁平成28年6月28日判決)

1 事案の概要

府立高校の器械体操部に所属していた3年生のAが、部活動の練習中に鉄棒から落下して頸部を負傷し、重篤な後遺障害が残った。このような事故についての国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求において、外部指導者のコーチBらの注意義務違反が問われた。

2 第一審の判決の要旨

(1) 本件事故の態様

本件事故の態様には争いがあったが、第一審において以下のような事故であると認定された。Aは、鉄棒演技の練習中に逆手前方車輪を行おうとしたが、回転の勢いが足りず、回転しきれずに止まって倒立した状態となり、その後、前方車輪とは逆の方向に回転を始めた。このとき、Aは鉄棒を逆手で握り、直ちに手を離して降りなかった。コーチBは、Aが前方車輪とは逆の方向に勢いよく回転を始めたのを見て、Aが鉄棒から手を離して降りないと判断し、「補助」と叫んだ。補助に付いていた他の部員が鉄棒の支柱の内側にいたが、Aの身体に抱きつくなど補助のための行動をしなかった。そして、Aは前方へ飛び出し、マッ

トに衝突した。

(2) コーチBらの注意義務違反の有無

第一審となる大阪地裁平成28年6月28日判決(以下、「第一審判決」という。)では、コーチBらについて、以下のような注意義務違反が争点とされた。

ア 補助に関する注意義務違反

上記のとおり、本件事故の発生時には、他の部員が補助に付いていたものの、実際には適切な補助のための行動を行うことができなかった。このため、Aに演技を行わせるに当たって、コーチB自らが補助に入る等の義務があったかという点が争われた。第一審判決では、コーチBが本件のような場合に鉄棒から手を離してマットに降りることで危険を回避するように模範演技を示すなどして指導していたことなどから、Aは危険回避行動に関する技量を身に付けており、Aの鉄棒競技の技量と併せて考慮すれば、コーチBが鉄棒から約10メートル離れた位置で演技を見ていたことは注意義務違反には当たらないとされた。

イ 通し練習に関する注意義務違反

また、本件事故は大会に向けた演技の通し練習中に発生したものであるが、コーチBは、試合の際に鉄棒から手を離して降りると減点があることから、通し練習については「通せ」などと言って最後まで鉄棒から手を離さずに演技するよう述べており、明示的に「ぶら下がれ」や「降りろ」などと述べることはなかった。第一審判決はこの点についても、コーチBの発言を、通し練習中はいかなる危険があっても鉄棒から手を離してはならないという意味に理解するとは考え難いとし、Aも過去に通し練習の際に鉄棒から手を離して降りることもあったとして、注意義務違反を認めなかった。

ウ 以上に加えて、ウォーミングアップに関する注意義務違反や安全な鉄棒の整備に関する注意義務違反についても認められず、結局、第一審判決ではコーチBらの注意義務違反はいずれも否定され、請求は棄却された。

3 控訴審の判決の要旨

上記第一審判決を受けて控訴がなされ、控訴審である大阪高裁平成29年12月15日判決(判例時報2370号54頁。以下、「控訴審判決」という。)では、第一審判決を変更し、請求が一部認容されることとなっ

た。

控訴審判決では、本件事故が発生する前の「逆手前方車輪を行い背中側に回転しようとしたが、勢いが足りず回転が途中で止まり倒立にまで持ち込まず、その後、前方車輪とは逆方向(腹側)に回転を始めた」という状況について詳細な検討が行われ、このような状況において演技者がとるべき危険回避方法として、i)鉄棒から手を離して着地する危険回避方法、ii)逆手を順手に持ちかえる危険回避方法、iii)手首の返しによる危険回避方法があるものと整理された。

そして、Aは、本件事故当時、鉄棒から手を離して着地する危険回避方法を容易にとることができる技量を身につけていたとされたが、逆手を順手に持ちかえる危険回避方法については動作が遅れるなどして失敗する可能性があり、手首の返しによる危険回避方法は技術的に難度が高いだけでなく、倒立に近い姿勢から逆回転を始めた場合は回転の勢いが強いことから危険回避方法として不適切なものとされた。

一方で、コーチBは、通し練習で演技をするにあたっては、途中で失敗しても鉄棒から手を離して降りるのではなく、意地でも最後まで通せという指導をしており、危険回避方法については、確実かつ安全な方法として、鉄棒から手を離して着地する危険回避方法をとるよう指導しておらず、他の回避方法をとって演技を続けるかの選択を演技者自身の判断に任せるとの趣旨の指導をしていた。

控訴審判決は、このような状況においては、Aが、通し練習中は演技を続けようという意識が強くなり、鉄棒から手を離して着地する危険回避方法をとらず、補助行為によって回転を止められない限り、鉄棒から手が離れて飛び出すことが予見できたものとし、コーチBには、通し練習のときであっても本件のような状況になった場合は必ず鉄棒から手を離して着地するよう指導すべき注意義務や、補助行為によってAの回転を止めることができるよう自ら補助者として鉄棒下の適切な位置に立つべき注意義務があるとして、これらの違反が認められるものとされた。

なお、本件ではAの過失相殺も争点となったが、控訴審判決は、演技の危険性・Aの技量・指導者の負うべき注意義務等に照らして過失相殺は認められないものとされた。

第3 考察

1 本件では、上記のとおり第一審判決と控訴審判決とで、コーチBの注意義務違反の有無について判断が分かれている。

第一審判決は、コーチBが模範演技を示すなどして指導していたことやAの技量などから、Aには鉄棒から手を離して着地する危険回避方法をとることが可能であったという点を重視したものと考えられる。この点に関連する最高裁の裁判例として、中学1年生が課外クラブ活動としての柔道部の練習中に、柔道初段の同部の2年生から大外刈りの技をかけられて転倒し、右急性硬膜下血腫の傷害を負ったという事案で、被害者が回し乱取り練習に通常必要とされる受け身を習得していたものと認めて、相手との間に大きな技能格差があっても、回し乱取り練習に参加させたことに、注意義務違反は無いとしたものがある(最判平成9年9月4日判時1619号60頁)。

柔道と鉄棒競技とでは、危険性の程度も異なり、同列に考えることはできないが、危険回避方法の確保に判断の基準を置いている点で共通するものと考えられる。

2 危険回避方法の確保に判断の基準を置いている点は控訴審判決においても同様であるが、より詳細な知見の整理が行われ、第一審判決とは異なり、Aには手を離して着地する危険回避方法をとる技能はあったが、コーチBの指導がこのような回避方法を確実なものとしていなかった(むしろ、演技を継続するために他の危険な回避方法をとることを招いた)とされて注意義務違反が認定されるに至っている。

3 最初に述べたとおり、スポーツ指導者に対して、過大な注意義務が課されてしまうことには慎重になるべきであり、予見可能性および回避義務を具体的に認定した上でその過失を認定すべきであると考えられるが、本件については控訴審判決の判断が妥当であると考えられる。

コーチBから「通せ」などと指導された生徒の具体的心情として、鉄棒から手を離して着地することで演技を中断することに大きな抵抗があったことは容易に想定できるものである。指導者としては、危険が発生した場合における回避措置の指導こそ最優先であり、本件のような状況に陥った際には迷わず手を離して着地する危険回避方法をとるべきことを明確に指導すべきであったといえよう。